

県土整備企業常任委員会提出資料

1 所管事項

- (1) 「『2010年版県政報告書』に基づく今後の『県政運営』等に
係る意見」への回答について・・・・・・・・・・ 1
- (2) 県民しあわせプラン第三次戦略計画（仮称）素案について・・・・・・・・ 3
- (3) 新道路整備戦略の見直しについて・・・・・・・・・・ 51
- (4) 高速道路無料化社会実験について・・・・・・・・・・ 55
- (5) 川上ダム建設事業について・・・・・・・・・・ 57
- (6) 三重県都市マスタープランの改定について・・・・・・・・ 61
- (7) 三重県住宅供給公社の今後のあり方について・・・・・・・・ 83
- (8) 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告について・・・・・・・・ 85
- (9) 審議会等の審議状況・・・・・・・・・・ 131

平成22年10月7日

県 土 整 備 部

『2010年版県政報告書』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見への回答

県土整備企業常任委員会

重点的な取組		主担当部局名	委員会意見	回 答
重点事業 くらし2	異常気象に備える緊急減災対策	県土整備部	河川の堆積土砂の撤去について、緊急性の高い箇所については、砂利採取制度等も活用して早期の対策に取り組まれない。 「ゼロメートル地帯緊急高潮対策事業」において、工法の再検討などにより事業進捗が遅れ、コストも増加しているため、事前調査について十分取り組まれない。	河川の堆積土砂の撤去については、維持管理事業として行う方法のほか、平成20年度からは3か年の試行により砂利採取制度を活用して行う方法も取り入れ対応しているところである。 今後は河床整理など残土処理が不要となる手法も組み合わせながら、緊急度の高い箇所から順次土砂撤去に取り組んでいきます。 なお、砂利採取制度については、試行期間が今年度末で終了することから、治水上、護岸への影響等を検証した上で、期間延長の対応を判断してまいります。
重点事業 絆4	交流・連携を広げる幹線道路網の整備	県土整備部	県管理道路の整備について、工期が長期化している箇所があるので、早期供用に取り組まれない。	県管理道路の整備については、重点的に進めてまいりましたが、一部の路線において、事業実施に伴う調整に時間を要したため、目標を達成することはできませんでした。 引き続き地域住民の皆様のご理解を得ながら、早期供用に向け、整備を推進してまいります。
舞台づくり 絆2	ストック活用と都市基盤整備による市街地のくらしにぎわい再生プログラム	県土整備部	「まちのランドデザインづくり事業」において、中心市街地活性化基本計画の認定が1件で止まっているが、財政的支援についても再考するなど、中心市街地のにぎわい再生に取り組まれない。	中心市街地活性化基本計画の策定及び国の認定に向けた取組に対しては、地域や市町の動向にあわせて、県としても引き続き参画・支援を行うとともに、中心市街地のにぎわい再生など、まちの魅力を高めるために、多様な方向から支援を行ってまいります。

『2010年版県政報告書』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見への回答

県土整備企業常任委員会

施策番号	施策名	主担当部局名	委員会意見	回 答
541	快適な都市環境の整備	県土整備部	下水道の普及について、生活排水処理全体の中でどのような処理方法が一番効率的なのか、地元市町とも連携しながら、生活排水対策の推進に取り組まれない。	生活排水処理アクションプログラムに基づき進めていますが、下水道、集落排水、浄化槽等生活排水処理全体でどのように進めていくのかを検討する必要があります。 今後は本年4月に設置された「生活排水対策推進本部」において、市町と協議しながら効率的な整備を念頭に取組を進めてまいります。
554	基盤整備を進めるための公共事業の適正な運営と円滑な推進	県土整備部	入札契約制度について、地域貢献に関する項目など総合評価方式の見直しを通じて、さらに公正性・透明性を高めていただくとともに、工事の品質確保をはかるため、低入札対策の推進にも取り組まれない。	総合評価方式における公正性・透明性の確保については、本年度から新たに各評価項目ごとの評価値を公表するなど、透明性の確保に努めており、今後とも評価項目の見直しなど、更なる改善に取り組めます。 低入札対策については、本年度から総合評価の価格評価点算定式の改定や低入札価格調査の厳格化に取り組んでおり、これらの制度改正の検証を踏まえ、更なる対策を検討してまいります。 工事の品質確保はもとより地域企業の育成を図るため、今後も引き続き入札契約制度の更なる見直しに取り組んでまいります。

県民しあわせプラン

第三次戦略計画（仮称）素案

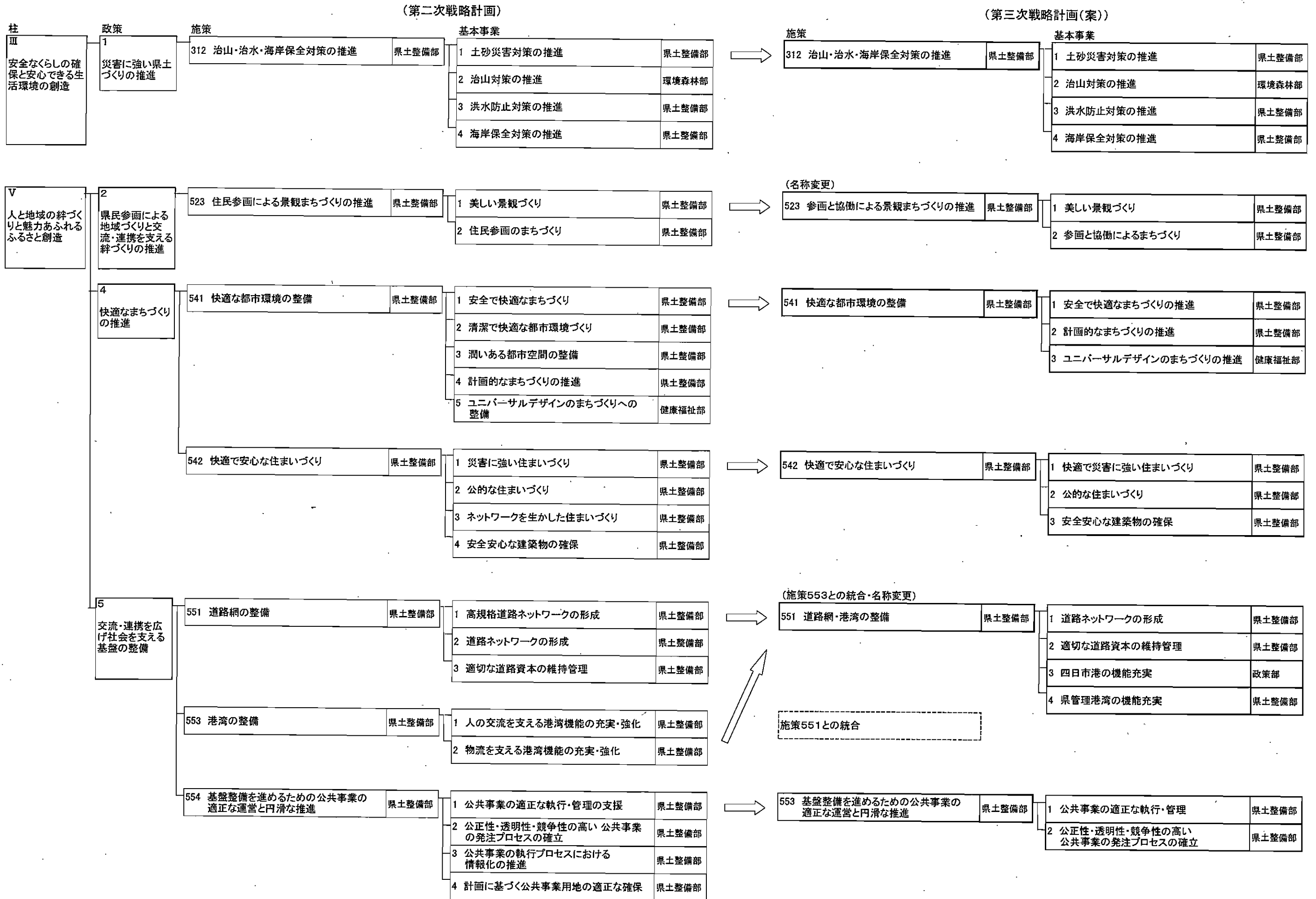
県土整備部主担当分抜粋

（施策・事業体系）

- 3 1 2 治山・治水・海岸保全対策の推進
- 5 2 3 参画と協働による景観まちづくりの推進
- 5 4 1 快適な都市環境の整備
- 5 4 2 快適で安心な住まいづくり
- 5 5 1 道路網・港湾の整備
- 5 5 3 基盤整備を進めるための公共事業の
適正な運営と円滑な推進

○政策・事業体系 新旧対照表<政策－施策－基本事業>

県土整備部主担当分(抜粋)



施策312 治山・治水・海岸保全対策の推進

(主担当部局：県土整備部)

目的	対象	県民の生命・財産が		
	意図	洪水や高潮、土砂災害などによる被害から守られている		
施策目標項目 (主指標)	自然災害への対策が講じられている人家数	目標値		
		現状値		

【施策目標項目の説明】

・河川、砂防、海岸事業により自然災害から守られる人家数（県土整備部河川・砂防室、港湾・海岸室調べ）

（現状と課題）

近年、三重県をはじめ全国的に局地的な集中豪雨が増加しており、特に、中小河川での浸水被害の発生や災害時要援護者関連施設の被害、避難中の被災などの痛ましい災害が発生しています。また、台風の大型化による高潮被害等の懸念など、自然災害に対する県民の不安は依然として高い状況にあります。

県では、これまでも治山、治水、海岸保全対策に取り組み、自然災害に対する安全度は着実に向上してきていますが、今後も県民の尊い生命と財産を守っていくために、厳しい財政状況の中にあっても、重点的、効率的なハード対策を推進するとともに、住民の警戒・避難体制の整備等に資するソフト対策を市町と連携して効率的、効果的に進めることが求められています。

（めざす姿）

洪水や高潮、土砂災害などの被害を最小化する「減災」の観点から、より一層のハード対策およびソフト対策が推進され、県民の生命・財産が自然災害による被害から守られています。

また、災害に関する情報などが共有・活用され、自らの身は自らで守るという意識の向上がはかられています。

(県の取組方向)

土砂災害の防止に向けて、再度災害の防止や災害時要援護者関連施設等の保全対象を守る施設整備を進めるとともに、市町と連携して土砂災害警戒区域等の指定や、土砂災害に関する情報提供を進め、被害の軽減をはかります。

治山については、山地災害の復旧および予防対策を進めるとともに、森林の機能が低下している保安林において、間伐等による森林整備を実施し、森林の公益的機能の回復をはかります。

洪水防止については、堤防整備などのハード対策を推進するとともに、浸水想定区域図の作成や水位・雨量情報の提供などのソフト対策を進めます。

海岸保全については、地震による液状化対策や高潮・波浪などによる被害のおそれがある海岸において施設整備等を進めます。

施策523 参画と協働による景観まちづくりの推進

(主担当部局：県土整備部)

目的	対象	地域住民、市町、県が		
	意図	地域の個性を生かし、魅力ある美しい生活空間を備えた景観まちづくりを参画と協働で進めている		
施策目標項目 (主指標)	県民の参画と協働により景観まちづくりに取り組んだ地区数(累計)	目標値		
		現状値		

〔施策目標項目の説明〕

- ・県民の参画と協働で景観まちづくり^(注)1を実践した地区数(県土整備部景観まちづくり室調べ)

(現状と課題)

2005年(平成17年)に景観法が全面施行され、全国で良好な景観づくりに関する取組が進められてきており、県内各地においても、地域の自然や歴史・文化に根ざした美しいまち並みや良好な景観を守り、あるいは創る、景観づくりの取組が広がってきています。

県は、景観法に基づく景観行政団体として、長期的、総合的視野にたった景観づくりの目標や基本方針、景観計画区域内における行為の制限の基準を定めた「三重県景観計画」を2008年(平成20年)4月から運用しています。市町においても、伊賀市など7市が景観行政団体となり、地域の個性を生かした景観づくりが進められています。

今後、2013年(平成25年)の神宮式年遷宮や2014年(平成26年)の熊野古道世界遺産登録10周年を契機に県内全域で、地域住民、市町および県が連携して、美しい景観づくりを展開していくことが求められています。

また、地域の個性や魅力ある景観を生かしたまちづくりを進めるためには、景観づくりとともに、まちの骨格を構成する社会資本整備においても県民の創意工夫やニーズを反映させるなど、県民の参画と協働によるまちづくりの取組を広く実施していくことが必要となっています。

(めざす姿)

「三重県景観計画」や市町の景観条例、景観計画等に基づく景観づくりが展開されるとともに、県民の参画と協働によるまちづくりの取組が実践されることで、地域の個性を生かした、魅力ある美しい景観まちづくりが県内全域で推進されています。

(県の取組方向)

「三重県景観計画」に定める景観づくりの基本目標や良好な景観づくりに関する方針に基づき、豊かな自然や歴史・文化的景観等の保全、周辺の景観に調和した建築物等への誘導、屋外広告物対策などを積極的に実施するとともに、景観に配慮した社会資本整備を実践するなど、魅力ある美しい景観まちづくりに向けた取組を進めます。

また、県民や市町への良好な景観づくりに関する普及啓発や支援により、市町による景観条例や景観計画の策定を促すとともに、県民の参画と協働により、地域の自然・歴史・文化などの地域の個性や多彩なネットワーク、地域住民、来訪者一人ひとりの気づきなどを生かした景観まちづくりを進めます。

注) 1 景観まちづくり：三重の自然や歴史・文化を生かした良好な景観を、県民の知恵と力を合わせ、守り、育て、あるいは新たに創造することにより、人や地域を元気にし、暮らしをより良くする活動

施策541 快適な都市環境の整備

(主担当部局：県土整備部)

目的	対象	県民が		
	意図	快適で個性と魅力のあるまちで、伸び伸びと活動し、安心して暮らしている		
施策目標項目 (主指標)	街路・電線共同溝の整備延長	目標値		
		現状値		

〔施策目標項目の説明〕

・街路および電線共同溝の整備延長（県土整備部都市政策室調べ）

(現状と課題)

人口減少・超高齢社会を迎える中で、都市圏で生活する多くの人々が、将来にわたって元気に安心して暮らせる都市を実現するためには、地域資源を生かした持続可能性の高い都市構造を構築していく必要があります。

このため、県では、都市づくりの方向として、「持続可能な地域づくり」、「地域活力の維持・向上」、「安全で快適な生活環境の創造」、「美しく魅力と個性あふれる地域づくり」、「県民が主役の地域づくり」を掲げ、具体的な施策を社会情勢に応じたものとするため、都市マスタープランの改定に取り組んでいます。

こうした都市づくりのためには、都市交通の円滑化、都市防災、都市景観の向上、安全で快適な通行空間の確保の観点から、街路や電線共同溝といった都市基盤の整備をさらに進める必要があります。

さらに、すべての県民が活動しやすく、暮らしやすいユニバーサルデザイン^{注1}（UD）のまちづくりを推進するため、UDに対する事業者・設計者等の理解、協力を得ながら、駅舎や商業施設など不特定多数の人が利用する公共的施設の整備を促進することが必要です。

(めざす姿)

多様な世代の人々が、環境にやさしい持続可能な都市でのくらしを楽しみ、地域のコミュニティや文化活動が継承されているなど、都市基盤が整備された快適な都市空間において、多くの県民や事業者が伸び伸びと活動し、安心して暮らしています。

また、障がいの有無、年齢、性別等にかかわらず、すべての県民が、自分らしく自由に活動し、快適に生活できる環境が整備されています。

(県の取組方向)

市街地の分断や踏切渋滞の解消をはかるため、鉄道と街路との立体交差化を行う事業に重点的に取り組みます。また、都市交通の円滑化、都市防災、都市環境の保全等の機能を高めるため、緊急輸送道路の整備や歩道のバリアフリー^{注) 2}化、電線類の地中化を進めます。

集約型都市構造^{注) 3}の形成に向け、市町や関係機関と十分調整を行いながら、都市計画区域の見直し等の取組を行います。

市町や地域と協力して、ユニバーサルデザインに配慮した公共的施設の整備を促進するとともに、移動の連続性が確保された「だれもが住みやすいまちづくり」に取り組みます。

注) 1 ユニバーサルデザイン：95 ページをご覧ください。

注) 2 バリアフリー：意識や習慣による差別、物理的な障害、必要以上の規制など、人と人を隔てたり、人の自由な行動を妨げたりする障害を取り除くこと

注) 3 集約型都市構造：さまざまな都市機能（住・職・学・遊等）が比較的小さなエリアに高密度に集中、集積されている都市構造のこと

施策542 快適で安心な住まいづくり

(主担当部局：県土整備部)

目的	対象	県民が		
	意図	快適さを実感し、安全で安心して住み続けることができる住環境で生活している		
施策目標項目 (主指標)	安全な住まいの割合	目標値		
		現状値		

【施策目標項目の説明】

・「現行の建築基準法の構造規定に適合した住宅」と「既存不適格住宅を耐震化した住宅」の合計の住宅総数に占める割合（県土整備部住宅室調べ）

（現状と課題）

快適で安心な住まいづくりをめざして、市町等と連携し、直接住宅を訪問するなど住宅の耐震化促進に取り組みましたが、住宅の耐震化は、十分に進んでいない状況です。また、木造住宅の耐震診断や耐震補強等の支援制度の認知度も低く、より一層の普及啓発が課題となっています。

県営住宅について、高齢者仕様等への改善工事や入居の適正化等を進めています。こうした取組を引き続き行うとともに、既存県営住宅について、維持・管理コストの縮減を含めた長寿命化に計画的に取り組む必要があります。

安全安心な建築物を確保するためには、建築基準法等の遵守および建築物の適正な維持保全の徹底を促す必要があります。

（めざす姿）

県・市町・専門家のネットワークを活用した取組などにより、耐震性が確保された良質な住宅・建築物が増加するとともに、住宅・建築物に関する情報が共有され、多様な居住ニーズが適切に実現される民間住宅市場の環境が整備されることにより、多くの県民が、快適で安全安心な住環境で生活しています。

また、民間住宅市場では居住ニーズに対応した住宅の確保が困難な低額所得者などに住宅が適正に提供されています。

(県の取組方向)

耐震性が確保された良質な住宅を増加させるために、県・市町・専門家のネットワークを活用して、大きな被害が想定される密集市街地等において、重点的に耐震関係補助制度の普及に取り組むなど、木造住宅の耐震化を促進するとともに、長期優良住宅^{注) 1}の認定を円滑かつ適正に行います。

多様な居住ニーズが適切に実現される民間住宅市場の環境を整備するために、高齢者等を受け入れる民間賃貸住宅に関する情報を提供するとともに、住宅性能表示制度^{注) 2}の普及啓発を行います。

既存の県営住宅を活用して、高齢者等が住みやすい住戸への機能改善や環境負荷低減に向けた耐久性向上をはかる改善を行うとともに、県営住宅の適正な維持管理を行います。

安全安心な建築物の確保を計画的に進めるために、新築建築物等の完了検査の徹底など建築基準法の遵守を促し、適法な建築物の確保に努めるとともに、特殊建築物の定期報告^{注) 3}における適正な維持保全への指導・助言を行うことにより、既存建築物の安全性確保に努めます。

注) 1 長期優良住宅：長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた優良な住宅

注) 2 住宅性能表示制度：地震に対する強さやシックハウス対策などの性能について、第三者の評価機関が等級や数値で客観的に表示する制度

注) 3 特殊建築物の定期報告：不特定多数が利用するなど社会的影響の大きい建築物の所有者等が、その建築物の構造や建築設備等について、定期に、専門技術者に調査・検査させ、その結果を特定行政庁に報告する制度

施策 5 5 1 道路網・港湾の整備

(主担当部局：県土整備部)

目的	対象	道路・港湾の利用者が		
	意図	安全・快適に施設を利用し、県内外・海外との交流・物流を円滑に行っている		
施策目標項目 (主指標)	幹線道路の供用延長	目標値		
		現状値		

〔施策目標項目の説明〕

- ・県内主要道路（高規格幹線道路、直轄国道、地域高規格道路）の供用延長（県土整備部高速道・道路企画室調べ）

（現状と課題）

道路は、県民生活を支え、社会経済活動を活性化させるなど、人と地域の交流・連携に必要な社会基盤であり、特に、幹線道路網は、県内の各地域を結び、また、本県と中部圏・近畿圏をつなぐ大動脈となるとともに、産業や観光、救急医療や災害対策などにも大きな役割を果たしています。今後、2013年（平成25年）には神宮式年遷宮を、2014年（平成26年）には熊野古道世界遺産登録10周年を迎えるなど、県内外から多くの来訪者が予想されることから、県内各地の観光地へのアクセスルートを整備する必要があります。

しかし、三重県の道路整備状況は道半ばにあり、北・中部地域では慢性的な交通渋滞が発生し、南部地域では大雨等により道路が寸断され地域が孤立するなど、県民生活に大きな影響を与えており、これらを解消するために、県内幹線道路の早期の整備が課題となっています。

また、県管理道路は、地域の生活に密着したものが多く、地域ごとに、また道路ごとに求められる機能はさまざまであることから、それぞれの地域・道路の実情を勘案し、早期に事業効果の発現できる対策を実施し、安全で安心して通行できる道路空間を提供する必要があります。

四日市港については、物流面から背後圏産業を支え、地域経済の進展に貢献する港として、これまで取扱貨物の増大や航路サービスの増加等をはかるための取組を進めてきたところです。今後さらに、港湾機能の充実、サービスの向上をはかることにより、背後圏産業を支える役割を担っていく必要があります。

高度経済成長期に建設した道路や港湾施設の多くが更新の時期を迎える中、予防的な修繕による長寿命化や計画的な更新が必要となっています。

(めざす姿)

県内の幹線道路の供用により、産業活動や観光面等での交流・連携が広がるとともに、県民生活における利便性の向上や地域の活性化がはかられています。また、緊急輸送道路等の整備により、県民生活の安全・安心の向上につながっています。

四日市港が、名古屋港とともに、輸出力でモノの流れを倍増させる「国際産業ハブ港」として機能し、背後圏産業の国際競争力を支えています。

また、道路施設や港湾施設の適切な維持管理により、県民生活における利便性と安全・安心が確保されています。

(県の取組方向)

県内の幹線道路網の形成をめざし、高規格幹線道路である新名神高速道路、紀勢自動車道、東海環状自動車道、熊野尾鷲道路、直轄国道である北勢バイパス、中勢バイパス等の早期完成に向け、整備を促進します。

県管理道路については、引き続き、地域高規格道路である第二伊勢道路や四日市湯の山道路、県内主要幹線道路にアクセスする道路、地域の活性化や大規模災害に対応する道路などの整備を推進するとともに、限られた予算の効率的な投資と既存施設の有効利用を考慮し、1.5車線改良や待避所設置による局部的な対応なども織り交ぜた柔軟で効率的な道路整備を推進して、早期に効果が発現できるように取り組みます。

さらに、道路施設のライフサイクルコストの縮減をめざし、橋梁の長寿命化や道路の舗装修繕など一層経済的で効率的な維持補修を実施することにより、維持管理水準を確保します。

四日市港については、「国際産業ハブ港」をめざして、港湾機能の充実をはかるとともに、防災機能の向上、県民に親しまれる港づくりに向けた取組を促進します。

県管理港湾では、老朽化の進んだ物流を目的とする係留施設等の更新を行います。また、維持管理計画に基づき点検・調査を行い、港湾利用者が安心して安全に利用できるよう、施設を良好な状態に保ちます。

施策 5 5 3 基盤整備を進めるための公共事業の適正な運営と円滑な推進

(主担当部局：県土整備部)

目的	対象	県民が		
	意図	公共事業への信頼感を向上させている		
施策目標項目 (主指標)	事業実施情報の県ホームページ掲載率	目標値		
		現状値		

〔施策目標項目の説明〕

- ・公共事業の工事および測量設計業務等の入札において、事業情報（位置図、仕様書、図面）が県ホームページに掲載されている割合（県土整備部公共事業運営室調べ）

（現状と課題）

国において公共事業改革が進められる中、県の公共事業をとりまく環境や地域経済の先行きも不透明であり、建設業者をはじめとして厳しい状況にあります。このような中で、社会資本整備を担う公共事業は、多様化する県民のニーズに対応し、限られた予算を適正かつ有効に執行していくことが必要です。

県では、公共事業の実施にあたり、事業前、実施中、実施後の各段階での事業評価を、事業評価システムとして適正に実施することにより、事業の実施プロセスの公正性・透明性の向上に取り組んでいます。

また、公共事業の情報化（CALS/EC）としては、電子調達システムの安定稼働や、工事図面の電子提供により、県民サービスや入札の透明性を向上させるとともに業務の効率化をはかっています。

さらに、「公共事業の品質確保の促進に関する法律」に基づき、総合評価方式の対象範囲の拡大や評価項目の拡充など、一層の公共事業の品質確保に向けた取組を進めています。

これらの取組を通じて、公共事業に対する県民の信頼感を向上させるため、公正性・透明性・競争性を確保したうえで事業の情報を県民に提供し、適正かつ円滑な執行プロセスを確立することが重要です。

(めざす姿)

公共事業評価システムの適切な運用、電子化された公共事業情報の有効活用および県民への提供により、事業採択から完成にいたるまでの公共事業実施プロセスの公正性と透明性が確保され、信頼される公共事業を適正に運営しています。

また、高い公正性・透明性・競争性を確保するとともに、技術力と経営力に優れ地域社会に貢献する企業が成長できる入札・契約制度が整えられ、制度に対する県民の信頼感が向上しています。

(県の取組方向)

公共事業評価については、国において公共事業改革が進められる中で、費用対効果に重点をおいた評価方法を、より地域の特性を加味した内容に見直し適切な運用に努めます。

公共事業の情報化については、蓄積された電子情報の有効活用に取り組みながら、各種システムによる事業の効率化を進めるとともに、市町を支援するための取組を進めます。

総合評価方式については、公共工事の品質を確保し、意欲と技術力があり地域に貢献している優良な企業が受注できるようにするとともに、評価の客観性・公平性を確保しながら取り組んでいきます。

入札・契約制度については、地域の建設業者が、雇用の確保や災害時の緊急対応等の役割を担っていることから、地域企業の育成に向け、改善を進めていきます。

このような取組とともに、事業実施情報を県ホームページに掲載することで県民の公共事業への信頼感を向上させていきます。

施策 3 1 2 治山・治水・海岸保全対策の推進

(主担当部局：県土整備部)

<再掲>

目的	対象	県民の生命・財産が	
	意図	洪水や高潮、土砂災害などによる被害から守られている	
施策目標項目 (主指標)	自然災害への対策が講じられている人家数	目標値	
		現状値	

県の取組 目標項目 (副指標)	土砂災害保全率	目標値	
		現状値	
	河川整備率	目標値	
		現状値	
	海岸整備率	目標値	
		現状値	
	水防・土砂災害情報提供率	目標値	
		現状値	

【県の取組目標項目の説明】

- ・土砂災害危険箇所において、施設整備により土砂災害から守られている人家数の割合（県土整備部河川・砂防室調べ）
- ・県管理河川の中で、河川整備の必要延長に対する整備済み延長の割合（県土整備部河川・砂防室調べ）
- ・海岸保全施設整備の必要延長に対する整備済み延長の割合（県土整備部港湾・海岸室調べ）
- ・主要な県管理河川の想定氾濫区域内人家に対する水位および浸水想定区域図情報、土砂災害危険区域内人家に対する土砂災害警戒情報を提供している割合（県土整備部河川・砂防室調べ）

(施策展開するために取り組む基本事業)

- | | | |
|-----------|-----------|---------|
| 3 1 2 0 1 | 土砂災害対策の推進 | (県土整備部) |
| 3 1 2 0 2 | 治山対策の推進 | (環境森林部) |
| 3 1 2 0 3 | 洪水防止対策の推進 | (県土整備部) |
| 3 1 2 0 4 | 海岸保全対策の推進 | (県土整備部) |

基本事業 31201		土砂災害対策の推進 (主担当：県土整備部河川・砂防室)	
目的	対象	土砂災害危険区域内に住む県民の生命・財産が	
	意図	土石流、がけ崩れ、地すべり等の土砂災害から守られている	
基本事業の 目標項目		土砂災害保全率	目標値
			現状値

〔基本事業目標項目の説明〕

- ・土砂災害危険箇所において、施設整備により土砂災害から守られている人家数の割合（県土整備部河川・砂防室調べ）

基本事業 31202		治山対策の推進 (主担当：環境森林部森林保全室)	
目的	対象	山地災害が予想される区域内に住む県民の生命・財産が	
	意図	山崩れや土石流などの山地災害から守られている	
基本事業の 目標項目		山地災害保全率	目標値
			現状値

〔基本事業目標項目の説明〕

- ・山地災害危険地区が存在する集落（字単位）周辺の森林において、施設整備等により山地災害から守られている集落数の割合（環境森林部森林保全室調べ）

基本事業 31203		洪水防止対策の推進 (主担当：県土整備部河川・砂防室)	
目的	対象	洪水被害が予想される区域内に住む県民の生命・財産が	
	意図	洪水等による災害から守られている	
基本事業の 目標項目		河川整備率	目標値
			現状値

〔基本事業目標項目の説明〕

- ・ 県管理河川の中で、河川整備の必要延長に対する整備済み延長の割合（県土整備部河川・砂防室調べ）

基本事業 31204		海岸保全対策の推進 (主担当：県土整備部港湾・海岸室)	
目的	対象	高潮、波浪等による災害が予想される海岸域に住む県民の生命・財産が	
	意図	高潮、波浪等による災害から守られている	
基本事業の 目標項目		海岸整備率	目標値
			現状値

〔基本事業目標項目の説明〕

- ・ 海岸保全施設整備の必要延長に対する整備済み延長の割合（県土整備部港湾・海岸室調べ）

- V 人と地域の絆づくりと魅力あふれるふるさと創造
- V-2 県民参画による地域づくりと交流・連携を支える絆づくりの推進
 - V-2-1 NPOの参画による地域社会づくりの推進
 - V-2-2 分権型社会の実現
 - V-2-3 参画と協働による景観まちづくりの推進
 - V-2-4 県情報の効果的な発信による情報共有化の推進
 - V-2-5 ITの活用におけるサービスの高度化

施策 5 2 3 参画と協働による景観まちづくりの推進

(主担当部局：県土整備部)

〈再掲〉

目的	対 象	地域住民、市町、県が		
	意 図	地域の個性を生かし、魅力ある美しい生活空間を備えた景観まちづくりを参画と協働で進めている		
施策目標 項 目 (主指標)		県民の参画と協働により景観まちづくりに取り組んだ地区数 (累計)	目 標 値	
			現 状 値	
県の取組 目標項目 (副指標)		市町、県が制定した景観に関する 条例等の件数 (累計)	目 標 値	
			現 状 値	

〔県の取組目標項目の説明〕

- ・美しい景観づくりを実践していくための指針となる景観条例や景観計画等の件数 (県土整備部景観まちづくり室調べ)

(施策展開するために取り組む基本事業)

- | | | |
|-----------|---------------|---------|
| 5 2 3 0 1 | 美しい景観づくり | (県土整備部) |
| 5 2 3 0 2 | 参画と協働によるまちづくり | (県土整備部) |

基本事業 52301		美しい景観づくり (主担当：県土整備部景観まちづくり室)		
目的	対象	地域住民、市町、県が		
	意図	地域の個性を生かした景観まちづくりを積極的に進めている		
基本事業の 目標項目	景観まちづくりプロジェクト事業 の実施地区数（累計）	目標値		
		現状値		
	市町、県が制定した景観に関する 条例等の件数（累計）	目標値		
		現状値		

〔基本事業目標項目の説明〕

- ・ 県民の参画と協働で地域の個性を生かした景観まちづくりの計画を策定した地区数（県土整備部景観まちづくり室調べ）
- ・ 美しい景観づくりを実践していくための指針となる景観条例や景観計画等の件数（県土整備部景観まちづくり室調べ）

基本事業 52302		参画と協働によるまちづくり (主担当：県土整備部景観まちづくり室)		
目的	対象	地域住民、市町、県が		
	意図	参画と協働でまちづくりを進めている		
基本事業の 目標項目	県民の参画と協働によりまちづく りに取り組んだ地区数（累計）	目標値		
		現状値		

〔基本事業目標項目の説明〕

- ・ 県が実施する社会資本整備において、県民の参画と協働でまちづくりの取組を実践した地区数（県土整備部景観まちづくり室調べ）

施策541 快適な都市環境の整備

(主担当部局：県土整備部)

<再掲>

目的	対象	県民が		
	意図	快適で個性と魅力のあるまちで、伸び伸びと活動し、安心して暮らしている		
施策目標 項目 (主指標)	街路・電線共同溝の整備延長	目標値		
		現状値		

県の取組 目標項目 (副指標)	土地利用に関する見直しを行う都市計画区域数	目標値		
		現状値		

〔県の取組目標項目の説明〕

- ・土地利用に関する都市計画（都市計画区域、準都市計画区域、区域区分、地域地区）の見直しを行う都市計画区域数（県土整備部都市政策室調べ）

(施策展開するために取り組む基本事業)

- | | | |
|-------|---------------------|---------|
| 54101 | 安全で快適なまちづくりの推進 | (県土整備部) |
| 54102 | 計画的なまちづくりの推進 | (県土整備部) |
| 54103 | ユニバーサルデザインのまちづくりの推進 | (健康福祉部) |

基本事業 54101		安全で快適なまちづくりの推進 (主担当：県土整備部都市政策室)		
目的	対象	県民が		
	意図	都市計画道路などの都市基盤が整備された安全で緑豊かな都市で、円滑に経済活動等を行い、安全・快適に暮らしている		
基本事業の 目標項目		緊急輸送道路（街路）の整備割合	目標値	
			現状値	

〔基本事業目標項目の説明〕

- ・災害時に人員や物資等の輸送を確保するための緊急輸送道路（街路）の整備割合（県土整備部都市政策室調べ）

基本事業 54102		計画的なまちづくりの推進 (主担当：県土整備部都市政策室)		
目的	対象	県民が		
	意図	計画的に整備され合理的に土地利用された安全・快適な都市で、円滑に経済活動等を行い、安心して暮らしている		
基本事業の 目標項目		見直しが必要な都市計画道路の都市計画変更割合	目標値	
			現状値	
		土地利用に関する見直しを行う都市計画区域数	目標値	
			現状値	

〔基本事業目標項目の説明〕

- ・都市計画道路の見直しに伴い、都市計画決定の変更を行う箇所数の割合（県土整備部都市政策室調べ）
- ・土地利用に関する都市計画（都市計画区域、準都市計画区域、区域区分、地域地区）の見直しを行う都市計画区域数（県土整備部都市政策室調べ）

基本事業 54103		ユニバーサルデザインのまちづくりの推進 (主担当：健康福祉部健康福祉総務室)		
目的	対象	県民が		
	意図	商業施設・公共施設などを安全・快適に利用している		
基本事業の 目標項目	商業施設等でバリアフリー化され た施設数（累計）	目標値		
		現状値		

〔基本事業目標項目の説明〕

- ・「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づく認定施設数および「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」に基づく適合証交付施設数（健康福祉部健康福祉総務室調べ）

施策542 快適で安心な住まいづくり

(主担当部局：県土整備部)

<再掲>

目的	対象	県民が	
	意図	快適さを実感し、安全で安心して住み続けることができる住環境で生活している	
施策目標 項目 (主指標)	安全な住まいの割合	目標値	
		現状値	

県の取組 目標項目 (副指標)	木造住宅の耐震化に関する補助制度の認知度	目標値	
		現状値	

[県の取組目標項目の説明]

- ・1981年(昭和56年)5月以前の住宅に住んでいる人の「木造住宅耐震診断費用補助制度の認知度」および「木造住宅耐震補強工事費用補助制度の認知度」の平均値(防災危機管理部地震対策室「防災に関する県民意識調査」)

(施策展開するために取り組む基本事業)

- | | | |
|-------|----------------|---------|
| 54201 | 快適で災害に強い住まいづくり | (県土整備部) |
| 54202 | 公的な住まいづくり | (県土整備部) |
| 54203 | 安全安心な建築物の確保 | (県土整備部) |

基本事業 54201		快適で災害に強い住まいづくり (主担当：県土整備部住宅室)	
目的	対象	住宅が	
	意図	快適で、地震などの災害に対して安全で安心になっている	
基本事業の 目標項目	木造住宅の耐震化に関する補助制度の認知度	目標値	
		現状値	

〔基本事業目標項目の説明〕

- ・1981年（昭和56年）5月以前の住宅に住んでいる人の「木造住宅耐震診断費用補助制度の認知度」および「木造住宅耐震補強工事費用補助制度の認知度」の平均値（防災危機管理部地震対策室「防災に関する県民意識調査」）

基本事業 54202		公的な住まいづくり (主担当：県土整備部住宅室)	
目的	対象	公的な住宅が	
	意図	適正に維持・提供されている	
基本事業の 目標項目	県営住宅長寿命化実施率	目標値	
		現状値	

〔基本事業目標項目の説明〕

- ・三重県公営住宅等長寿命化計画に基づき改善を行う計画住戸数に対する改善実施戸数の割合（県土整備部住宅室調べ）

基本事業 54203		安全安心な建築物の確保 (主担当：県土整備部建築開発室)	
目的	対象	建築物が	
	意図	常に適法で安全な状態になっている	
基本事業の 目標項目		特殊建築物維持保全の適合率	目標値
			現状値

〔基本事業目標項目の説明〕

- ・定期報告が必要な特殊建築物のうち、建築基準法に適合しており、かつ、維持保全が適正に行われている建築物の割合（県土整備部建築開発室調べ）。2014年度の目標値は、2015年春に把握できる2013年度の実績値により測ることとします。

施策551 道路網・港湾の整備

(主担当部局：県土整備部)

<再掲>

目的	対象	道路・港湾の利用者が	
	意図	安全・快適に施設を利用し、県内外・海外との交流・物流を円滑に行っている	
施策目標 項目 (主指標)	幹線道路の供用延長	目標値	
		現状値	

県の取組 目標項目 (副指標)	県管理道路の整備延長	目標値	
		現状値	
	県管理港湾係留施設の更新延長	目標値	
		現状値	

[県の取組目標項目の説明]

- ・ 県管理道路（地域高規格道路を含む）の整備延長（県土整備部道路整備室調べ）
- ・ 県管理港湾係留施設の更新延長（県土整備部港湾・海岸室調べ）

(施策展開するために取り組む基本事業)

- | | | |
|-------|--------------|---------|
| 55101 | 道路ネットワークの形成 | (県土整備部) |
| 55102 | 適切な道路資本の維持管理 | (県土整備部) |
| 55103 | 四日市港の機能充実 | (政策部) |
| 55104 | 県管理港湾の機能充実 | (県土整備部) |

基本事業 55101		道路ネットワークの形成 (主担当：県土整備部高速道・道路企画室)	
目的	対象	道路が	
	意図	県内の周遊性が高まることによって、交流・連携の促進をはかることができ、都市間の移動時間を短縮するなど、利便性を向上するよう整備されている	
基本事業の 目標項目		県管理道路の整備延長	目標値
			現状値

[基本事業目標項目の説明]

- ・県管理道路（地域高規格道路を含む）の整備延長（県土整備部道路整備室調べ）

基本事業 55102		適切な道路資本の維持管理 (主担当：県土整備部維持管理室)	
目的	対象	道路が	
	意図	いつも安心、快適に利用できるよう、適正に維持管理されている	
基本事業の 目標項目		橋梁長寿命化修繕箇所数	目標値
			現状値
		舗装の維持管理指数	目標値
			現状値

[基本事業目標項目の説明]

- ・橋梁長寿命化修繕計画に基づく修繕箇所数（県土整備部維持管理室調べ）
- ・県管理道路の舗装面調査により得られた、ひび割れ率、わだち掘れ量、平坦性から算出する管理指数（10点満点で評価され、5.0以上が、安全性・快適性が確保される望ましい値）（県土整備部維持管理室調べ）

基本事業 55103		四日市港の機能充実 (主担当：政策部交通政策室)	
目的	対象	四日市港が	
	意図	地域に貢献する、なくてはならない存在となっている	
基本事業の 目標項目	四日市港における外貿コンテナ貨物の取扱量	目標値	
		現状値	

[基本事業目標項目の説明]

- ・四日市港において1年間(1月から12月)に取り扱った外貿コンテナ貨物の量(20フィートコンテナに換算したコンテナの個数)(四日市港管理組合調べ)

基本事業 55104		県管理港湾の機能充実 (主担当：県土整備部港湾・海岸室)	
目的	対象	県管理港湾利用者が	
	意図	安心して安全に利用できるよう、施設が良好な状態に保たれている	
基本事業の 目標項目	県管理港湾係留施設の更新延長	目標値	
		現状値	

[基本事業目標項目の説明]

- ・県管理港湾係留施設の更新延長(県土整備部港湾・海岸室調べ)

施策553 基盤整備を進めるための公共事業の適正な 運営と円滑な推進

(主担当部局：県土整備部)

<再掲>

目的	対 象	県民が		
	意 図	公共事業への信頼感を向上させている		
施策目標 項目 (主指標)	事業実施情報の県ホームページ 掲載率	目 標 値		
		現 状 値		

県の取組 目標項目 (副指標)	受注者の地域貢献度	目 標 値		
		現 状 値		

[県の取組目標項目の説明]

- ・総合評価方式による入札（建設事務所管内業者を対象とした発注）において、受注者が、地域貢献の取組を提案した案件^{注）1}の割合（県土整備部入札管理室調べ）

(施策展開するために取り組む基本事業)

55301 公共事業の適正な執行・管理 (県土整備部)

55302 公正性・透明性・競争性の高い公共事業の発注プロセスの確立 (県土整備部)

注) 1 地域貢献の取組を提案した案件：地域貢献（ボランティア活動、災害協定締結・活動の取組のいずれか一つ）と社会貢献（次世代育成支援、男女共同参画、障がい者雇用の取組のいずれか一つ）の両方を提案した案件

基本事業 55301		公共事業の適正な執行・管理 (主担当：県土整備部公共事業運営室)	
目的	対象	公共事業が	
	意図	県民からみた実施プロセスの公正性・透明性を向上させるよう執行されている	
基本事業の 目標項目		公共事業再評価・事後評価達成数	目標値
			現状値

〔基本事業目標項目の説明〕

- ・公共事業評価制度導入後、再評価および事後評価において、事業の必要性と効果について「三重県公共事業評価審査委員会」により妥当と判断された総事業数（県土整備部公共事業運営室調べ）

基本事業 55302		公正性・透明性・競争性の高い公共事業の発注プロセスの確立 (主担当：県土整備部入札管理室)	
目的	対象	公共工事の発注プロセスが	
	意図	高い公正性・透明性・競争性が確保されるとともに高い技術力と経営力に優れ、地域に貢献できる企業が成長できるしくみ(入札制度)になっている	
基本事業の 目標項目		受注者の地域貢献度	目標値
			現状値

〔基本事業目標項目の説明〕

- ・総合評価方式による入札（建設事務所管内業者を対象とした発注）において、受注者が、地域貢献の取組を提案した案件^{(注)1}の割合（県土整備部入札管理室調べ）

数値目標一覧・施策別

施策・基本事業		目標項目	目標項目説明	選定理由	影響する要因	継続	施策・基本 事業番号
40	312 治山・治水 海岸保全対策 の推進	自然災害への対策が 講じられている人家 数	河川、砂防、海岸事業により自然災害 から守られる人家数（県土整備部河 川・砂防室、港湾・海岸室調べ）	第二次戦略計画の目標項目（自然災害 から守られる人家等の資産額）は減価 償却等により資産価値が減少すること の反映が困難なこと、積算根拠が複雑 で直感的にわかりにくいことから見直 しました。新たな指標は、県民の生命 と財産を守るために施設整備を実施し た結果守られる人家数を集計し、県が 取り組んだ効果を県民にわかりやすく 示すことが出来ることから選定しまし た。	・台風の大型化や局地的な集中豪雨な どの異常気象が増加しており、これに 伴う自然災害の発生により、事業進捗 が目標どおり進まないおそれがありま す。		312
		土砂災害保全率		基本事業の数値目標の中で代表的なも の		○	
		河川整備率		基本事業の数値目標の中で代表的なも の		○	
		海岸整備率		基本事業の数値目標の中で代表的なも の		○	
		水防・土砂災害情報 提供率	主要な県管理河川の想定氾濫区域内人 家に対する水位および浸水想定区域図 情報、土砂災害危険区域内人家に対す る土砂災害警戒情報を提供している割 合（県土整備部河川・砂防室調べ）	ハード対策を補完するソフト対策とし て、主要な県管理河川の想定氾濫区域 及び、土砂災害危険区域の住民へ「減 災」の観点から住民の警戒避難に資す る情報を提供している割合であり、県 が取り組んだ効果を示すことから副指 標として選定しました。	・台風の大型化や局地的な集中豪雨な どの異常気象が増加しており、これに 伴う自然災害の発生により、事業進捗 が目標どおり進まないおそれがありま す。		

施策・基本事業		目標項目	目標項目説明	選定理由	影響する要因	継続	施策・基本 事業番号
31201	土砂災害対策 の推進	土砂災害保全率	土砂災害危険箇所において、施設整備により土砂災害から守られている人家数の割合（県土整備部河川・砂防室調べ）	県民の生命と財産を守るために砂防施設整備を行い保全した人家数の割合であり、県が取り組んだ効果を示すことから目標項目として選定しました。	・台風の大型化や局地的な集中豪雨などの異常気象が増加しており、これに伴う自然災害の発生により、事業進捗が目標どおり進まないおそれがあります。	○	31201
31202	治山対策の推進	山地災害保全率	山地災害危険地区が存在する集落（宇単位）周辺の森林において、施設整備等により山地災害から守られている集落数の割合（環境森林部森林保全室調べ）	県民の生命と財産を守るために施設整備等を行い、山地災害から保全される集落数の割合であり、県が取り組んだ効果を示すことから目標項目として選定しました。	・台風の大型化や局地的な集中豪雨などの異常気象が増加しており、これに伴う自然災害の発生により、事業進捗が目標どおり進まないおそれがあります。	○	31202
31203	洪水防止対策 の推進	河川整備率	県管理河川の中で、河川整備の必要延長に対する整備済み延長の割合（県土整備部河川・砂防室調べ）	県民の生命と財産を守るために河川を整備した割合であり、県が取り組んだ効果を示すことから目標項目として選定しました。	・台風の大型化や局地的な集中豪雨などの異常気象が増加しており、これに伴う自然災害の発生により、事業進捗が目標どおり進まないおそれがあります。	○	31203
31204	海岸保全対策 の推進	海岸整備率	海岸保全施設整備の必要延長に対する整備済み延長の割合（県土整備部港湾・海岸室調べ）	県民の生命と財産を守るために海岸保全施設を整備した割合であり、県が取り組んだ効果を示すことから目標項目として選定しました。	・台風の大型化や局地的な集中豪雨などの異常気象が増加しており、これに伴う自然災害の発生により、事業進捗が目標どおり進まないおそれがあります。	○	31204

数 値 目 標 一 覧 ・ 施 策 別

施策・基本事業		目標項目	目標項目説明	選定理由	影響する要因	継続	523
42	523	参画と協働による景観まちづくりの推進	県民の参画と協働により景観まちづくりに取り組んだ地区数(累計)	県民の参画と協働で景観まちづくりを实践した地区数(県土整備部景観まちづくり室調べ)	施策目的の進展度合を測る目標項目として、地域において参画と協働による景観まちづくりを实践した数がふさわしいことから選定しました。	・地域での一連の取組を進めていくうえで、予想外の時間が必要となるおそれがあります。	○
			市町、県が制定した景観に関する条例等の件数(累計)		基本事業の数値目標の中で代表的なもの		○
	52301	美しい景観づくり	景観まちづくりプロジェクト事業の実施地区数(累計)	市町、県が制定した景観に関する条例等の件数(累計)	県民の参画と協働で地域の個性を生かした景観まちづくりの計画を策定した地区数(県土整備部景観まちづくり室調べ)	美しい景観づくりを進めるためには、県民の創意工夫やニーズを反映させるなど、県民の参画と協働で地域の個性を生かした取組を实践していく必要があることから目標項目として選定しました。	・地域での一連の取組を進めていくうえで、予想外の時間が必要となるおそれがあります。
			美しい景観づくりを实践していくための指針となる景観条例や景観計画等の件数(県土整備部景観まちづくり室調べ)	美しい景観づくりを進めるためには、その方向性を示す条例等(景観条例や景観計画等)が必要であることから目標項目として選定しました。	・市町の理解、取組に影響されます。	○	
	52302	参画と協働によるまちづくり	県民の参画と協働によりまちづくりに取り組んだ地区数(累計)	県が実施する社会資本整備において、県民の参画と協働でまちづくりの取組を实践した地区数(県土整備部景観まちづくり室調べ)	県民の創意工夫やニーズを反映した住民満足度の高い社会資本整備を進めるためには、県民の参画と協働による取組を实践していくことが必要であることから目標項目として選定しました。	・地域での一連の取組を進めていくうえで、予想外の時間が必要となるおそれがあります。	○

数 値 目 標 一 覧 ・ 施 策 別

施策・基本事業		目標項目	目標項目説明	選定理由	影響する要因	継続	施策・基本 事業番号
541	快適な都市環境の整備	街路・電線共同溝の整備延長	街路および電線共同溝の整備延長（県土整備部都市政策室調べ）	第二次戦略計画の目標項目（市街地の都市計画道路改良率）は、都市計画道路のみを対象としていましたが、これに都市の景観・防災・バリアフリーの機能を担う電線共同溝をあわせ、効果を明確に示すことができるように整備延長を目標項目に選定しました。	・事業推進にあたっては、関係者の理解、事業者との調整に想定外の時間を要するおそれがあります。		541
		土地利用に関する見直しを行う都市計画区域数		基本事業の数値目標の中で代表的なもの			
54101	安全で快適なまちづくりの推進	緊急輸送道路（街路）の整備割合	災害時に人員や物資等の輸送を確保するための緊急輸送道路（街路）の整備割合（県土整備部都市政策室調べ）	都市内の安全・安心に寄与する要素が大きい緊急輸送道路の整備割合を目標項目に選定しました。	・事業推進にあたっては、関係者の理解、事業者との調整に想定外の時間を要するおそれがあります。	○	54101
54102	計画的なまちづくりの推進	見直しが必要な都市計画道路の都市計画変更割合	都市計画道路の見直しに伴い、都市計画決定の変更を行う箇所数の割合（県土整備部都市政策室調べ）	社会情勢の変化やまちの将来像に的確に対応した都市計画が求められており、特に都市計画道路については、都市の骨格を形成する施設であることから、平成19年に作成した都市計画道路の見直し基準に基づき、各市町で都市計画道路の見直しを進めることが、計画的なまちづくりの進展の度合いを示すとみられるため、目標項目に選定しました。	・見直しの主体となる市町の取組状況に影響されます。		54102
		土地利用に関する見直しを行う都市計画区域数	土地利用に関する都市計画（都市計画区域、準都市計画区域、区域区分、地域地区）の見直しを行う都市計画区域数（県土整備部都市政策室調べ）	第二次戦略計画の目標項目（都市計画区域マスタープランの改定区域数）は、2010年度に達成する見込みです。新しい目標項目は、改定した三重県都市マスタープラン等に基づき、社会情勢の変化等に対応した、適正な土地利用を進めることをあらわす指標として適切であることから選定しました。	・見直しに当たっては、地域の協力が不可欠であり、地域住民、地権者等の意向にも影響されます。		

施策・基本事業		目標項目	目標項目説明	選定理由	影響する要因	継続	施策・基本 事業番号
54103	ユニバーサル デザインのま ちづくりの推 進	商業施設等でバリア フリー化された施設 数（累計）	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化 の促進に関する法律」に基づく認定施 設数および「三重県ユニバーサルデザ インのまちづくり推進条例」に基づく 適合証交付施設数（健康福祉部健康福 祉総務室調べ）	県条例の整備基準に基づき整備され、 適合証を交付された公共的施設の数で ある「商業施設等でバリアフリー化さ れた施設数」は、ハード面において、 だれもが暮らしやすいまちづくり（環 境づくり）が展開されているがどうか を把握するうえで、分かりやすい指標 であると考えられるため、目標項目に 選定しました。	・民間事業者による駅舎や商業施設等 のバリアフリー化への取り組みに影響 されます。	○	54103

数値目標一覧・施策別

施策・基本事業		目標項目	目標項目説明	選定理由	影響する要因	継続	施策・基本 事業番号
542	快適で安心な 住まいづくり	安全な住まいの割合	「現行の建築基準法の構造規定に適合した住宅」と「既存不適格住宅を耐震化した住宅」の合計の住宅総数に占める割合（県土整備部住宅室調べ）	安全で安心して住み続けることができる住環境をめざして、第二次戦略計画から引き続き、安全な住まいの割合を選定しました。	・住宅の耐震補強戸数だけでなく、新設住宅着工戸数や除却戸数にも影響されます。	○	542
		木造住宅の耐震化に関する補助制度の認知度		基本事業の数値目標の中で代表的なもの			
54201	快適で災害に 強い住まいづくり	木造住宅の耐震化に関する補助制度の認知度	1981年（昭和56年）5月以前の住宅に住んでいる人の「木造住宅耐震診断費用補助制度の認知度」および「木造住宅耐震補強工事費用補助制度の認知度」の平均値（防災危機管理部地震対策室「防災に関する県民意識調査」）	第二次戦略計画の目標項目（木造住宅の耐震診断率）は、安全な住まいの割合を増加させるためには、耐震診断に加え、補強工事も促進する必要があること、身近に地震が発生した場合、耐震診断率が極端に伸びるなど外部要因に左右されることから見直しを行いました。新たな目標項目は、木造住宅の耐震診断と補強工事に関する補助制度の認知度であり、県が取り組んだ普及啓発の効果を示すことができるため選定しました。	・県だけでなく、市町や専門家等と連携した普及啓発に影響されます。		54201
54202	公的な住まい づくり	県営住宅長寿命化実施率	三重県公営住宅等長寿命化計画に基づき改善を行う計画住戸数に対する改善実施戸数の割合（県土整備部住宅室調べ）	第二次戦略計画の目標項目（県営住宅高齢者対応化率）は、高齢者対応のみを目標としていましたが、少子高齢化社会への対応や環境負荷低減に向けた改善が必要であることから見直しを行いました。新たな目標項目は、高齢者を含む多様な住まい方に対応した機能向上や耐久性向上のための既設県営住宅の改善実施率であり、幅広い改善工事が対象となっていることから選定しました。	・入居者の理解と協力が影響されます。		54202

施策・基本事業		目標項目	目標項目説明	選定理由	影響する要因	継続	施策・基本 事業番号
54203	安全安心な建築物の確保	特殊建築物維持保全の適合率	定期報告が必要な特殊建築物のうち、建築基準法に適合しており、かつ、維持保全が適正に行われている建築物の割合（県土整備部建築開発室調べ）。2014年度の目標値は、2015年春に把握できる2013年度の実績値により測ることとします。	第二次戦略計画の目標項目（特殊建築物維持管理の適合率）は、特殊建築物の定期調査報告の厳格化が実施され、調査方法や判定基準が見直されたことにより、従来目標項目の値の算出が困難になったことから見直しを行いました。 新たな目標項目は、安全安心な建築物を確保するためには、不特定多数が利用する既存建築物の法への適合性を確保するのみならず、維持保全も徹底する必要があることから選定しました。	・定期報告が提出された特殊建築物の維持保全状況だけではなく、特殊建築物の定期報告率にも影響されます。		54203

数値目標一覧・施策別

施策・基本事業		目標項目	目標項目説明	選定理由	影響する要因	継続	施策・基本 事業番号
48	551 道路網・港湾 の整備	幹線道路の供用延長	県内主要道路（高規格幹線道路、直轄国道、地域高規格道路）の供用延長（県土整備部高速道・道路企画室調べ）	第二次戦略計画の目標項目（幹線道路網の整備率）は、対象路線の設定が複雑であり、達成度が県民にとって実感しにくいものであったため見直しました。新たな目標項目は、効果を明確に示すことができるため選定しました。	・事業推進にあたっては、関係者等の理解、調整に想定外の時間を要するおそれがあります。		551
		県管理道路の整備延長		基本事業の数値目標の中で代表的なもの			
	県管理港湾係留施設の更新延長		基本事業の数値目標の中で代表的なもの				
55101	道路ネットワークの形成	県管理道路の整備延長	県管理道路（地域高規格道路を含む）の整備延長（県土整備部道路整備室調べ）	第二次戦略計画の目標項目（県管理道路改良率）は他都道府県との比較が容易であり、整備状況を的確に表現することができましたが、改良の定義が2車線整備が前提であり、1.5車線改良や待避所設置による局所的な対応を反映できないことから見直しました。新たな目標項目は、効果を明確に示すことができるため選定しました。	・事業推進にあたっては、関係者等の理解、調整に想定外の時間を要するおそれがあります。		55101

施策・基本事業		目標項目	目標項目説明	選定理由	影響する要因	継続	施策・基本 事業番号
55102	適切な道路資本の維持管理	橋梁長寿命化修繕箇所数	橋梁長寿命化修繕計画に基づく修繕箇所数（県土整備部維持管理室調べ）	橋梁修繕の進捗状況を明確に示すことができることから目標項目に選定しました。	・事業推進にあたっては、関係者等の理解、調整に想定外の時間を要するおそれがあります。	○	55102
		舗装の維持管理指数	県管理道路の舗装面調査により得られた、ひび割れ率、わだち掘れ量、平坦性から算出する管理指数（10点満点で評価され、5.0以上が、安全性・快適性が確保される望ましい値）（県土整備部維持管理室調べ）	路面の維持管理指数を一定以上に保つことは道路の安全性・快適性確保のために欠かすことができないことから目標項目に選定しました。	・交通量や降雨・降雪などの気象状況が影響します。		
	四日市港における外貨コンテナ貨物の取扱量	四日市港において1年間（1月から12月）に取り扱った外貨コンテナ貨物の量（20フィートコンテナに換算したコンテナの個数）（四日市港管理組合調べ）	四日市港の背後圏に立地する荷主企業等が、四日市港を利用していることを明確に示す目標であることから選定しました。	・経済の停滞による輸入輸出の減少が大きく影響します。	55103		
55104	県管理港湾の機能充実	県管理港湾係留施設の更新延長	県管理港湾係留施設の更新延長（県土整備部港湾海岸室調べ）	維持管理計画に基づく点検調査により、老朽化の進んだ物流を目的とする係留施設等の更新を行うことで、港湾利用者が安心して安全に使用できることから目標項目に選定しました。	・事業推進にあたっては、関係者等の理解、調整に想定外の時間を要するおそれがあります。		55104

数値目標一覧・施策別

50

施策・基本事業		目標項目	目標項目説明	選定理由	影響する要因	継続	施策・基本 事業番号
553	55301	55302	事業実施情報の県ホームページ掲載率	公共事業の工事および測量設計業務等の入札において、事業情報（位置図、仕様書、図面）が県ホームページに掲載されている割合（県土整備部公共事業運営室調べ）	第二次戦略計画の目標項目（公共事業の適正な運営と円滑な執行の実施率）は、2010年度に100%達成見込みのため見直しました。新たな目標項目は、公共事業入札時の事業情報（位置図、仕様書、図面）を県ホームページへ掲載することで公正性と透明性が確保され、公共事業の適正な運営と円滑な推進につながり、県民の信頼感向上に資することから選定しました。		553
			受注者の地域貢献度		基本事業の数値目標の中で代表的なもの		
			公共事業再評価・事後評価達成数	公共事業評価制度導入後、再評価および事後評価において、事業の必要性と効果について「三重県公共事業評価審査委員会」により妥当と判断された総事業数（県土整備部公共事業運営室調べ）	第二次戦略計画の目標項目（公共事業評価達成度）を、よりわかりやすい指標という観点から見直しました。新たな目標項目は、効率的・効果的な公共事業の実施のために再評価および事後評価に取組んだ状況が端的に評価できる指標として選定しました。	・今後「社会資本整備総合交付金」で定められる事後評価の手法により、県の事業評価の対象案件が影響を受けるおそれがあります。	△
		公正性・透明性・競争性の高い公共事業の発注プロセスの確立	総合評価方式による入札（建設事務所管内業者を対象とした発注）において、受注者が、地域貢献の取組を提案した案件の割合（県土整備部入札管理室調べ）	第二次戦略計画の目標項目（品確法に基づき、価格と品質で総合的に優れた調達を提案する新たな入札方式の実施率（総合評価方式））は、2010年度に100%達成見込みのため見直しました。新たな評価項目は、「公共工事の発注プロセスが地域に貢献できる企業が成長できるしくみ（入札制度）になっている」という基本事業の目的の達成度合いが端的に評価できる指標として選定しました。			55302

●数値目標一覧について

数値目標一覧とは、「県民しあわせプラン・第三次戦略計画（仮称）素案」にある〈施策〉、〈基本事業〉に設定した数値目標を取りまとめたものです。

この一覧では、第三次戦略計画（仮称）素案にある「目標項目」及び「目標項目説明」に加え、「選定理由」（施策、基本事業に設定した数値目標を選んだ理由）及び「影響する要因」（数値目標の達成に影響する要因）を記載しています。

施策には、県民の皆さんにとっての成果を表す「主（メイン）指標」と県が取り組んだことの効果が分かる「副（サブ）指標」が設定されています。

また、基本事業には、県が取り組んだことの効果が分かる指標が一つないし複数設定されています。なお、県が取り組んだことの効果が分かる指標がない場合は、予算などの行政運営資源の投入効果を表す指標が設定されています。

●数値目標一覧の見方について

継続
 ○：第二次戦略計画から継続
 △：第二次戦略計画から一部継続
 （例 「率」から「実数」への変更）
 ※ ○・△のあとにある「施策」、「基本」がある場合
 「施策」は施策から基本事業へ
 「基本」は基本事業から施策へ
 なお、施策・副（サブ）指標と基本事業・指標が共通している指標は、基本事業の方で整理しています。

施策・基本事業		目標項目	目標項目説明	選定理由	影響する要因	継続	施策・基本事業番号
○○○	○○○○○○○○○○ ○○	数値目標とする項目を示しています。 施策・主（メイン）指標	目標項目の意味、内容、用語の説明などを記載しています。	この数値目標の選定理由を記載しています。	この数値目標の達成に影響を与える要因を記載しています。		○○○
		■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■ 施策・副（サブ）指標	◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇	◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇	◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇		
○○○○	○○○○○○○○○ ○○	■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■ 基本事業・指標	◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇	◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇	◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇		○○○○○

新道路整備戦略の見直しについて

(「道路整備方針」の概要)

1 『新道路整備戦略』の見直しの基本的な考え方について

- 県管理道路の整備については、平成15年度策定の『新道路整備戦略』(計画期間：平成15年～平成29年(15か年))に基づき進めており、一定の進捗を図ってきました。しかし、道路事業にかかる予算規模が年々減少する中、道路の新設や拡幅を対象とした『新道路整備戦略』の目標を計画期間内に達成することは困難な状況です。
- 公共事業予算の減少や一括交付金化の流れ、直轄負担金の廃止や直轄国道の県への権限移譲など、今後の道路整備をとりまく情勢は未だ不透明であり、中長期にわたる道路整備への年間投資額を設定することは困難な状況です。
- 高度経済成長期に建設した多くの道路施設が更新の時期を迎える中、橋梁などの道路施設の更新費用についても確保していかなければなりません。
- 県民の道路整備に対する多様なニーズに応えるため、整備方法については、これまでの2車線整備に加え1.5車線整備や待避所設置による局部的な対応も織り交ぜた柔軟で効率的な対応も必要です。

このため、見直しにあたっては、限られた予算の効率的な投資と既存施設の有効活用を考慮し、計画期間を短期とした『道路整備方針』としてとりまとめます。

2 『道路整備方針』の概要について

- 道路整備をとりまく環境が不透明な中、透明性を確保し県民への説明責任を果たすため、現行戦略の重点期間(5年)より短い期間を定め、その期間に完成をめざす箇所を示します。
- 現行戦略での残事業や地域の新たな要望については、地域の実情を踏まえ、記載方法などの取扱を今後検討していきます。
- 戦略的かつ効率的な道路整備をすすめるため、2車線整備に加え1.5車線整備などの柔軟で効率的な道路整備や計画的な道路施設の更新・修繕などを含めた、道路整備全般に関する概ね10年間の向かうべき方向を定めます。

3 今後の進め方

これまでに『新道路整備戦略』の見直しについて、道路整備をとりまく環境と課題を整理し、新たな『道路整備方針』としてとりまとめることで作業を進めてきました。

今後の『道路整備方針』の策定にあたっては、素案作成段階で県民等から広く意見を募集するとともに、県議会議員や市町長のみなさまからの意見聴取、県議会への説明を行いながら、今年度中を目標に見直し作業を終えます。

平成22年6月

「新道路整備戦略」の見直し方針



「道路整備方針(素案)」の作成

県民からの意見募集

市町長

県議会議員

} ヒアリング・意見聴取

県議会へ定期的に説明



平成23年3月

「道路整備方針(案)」とりまとめ

<参考>

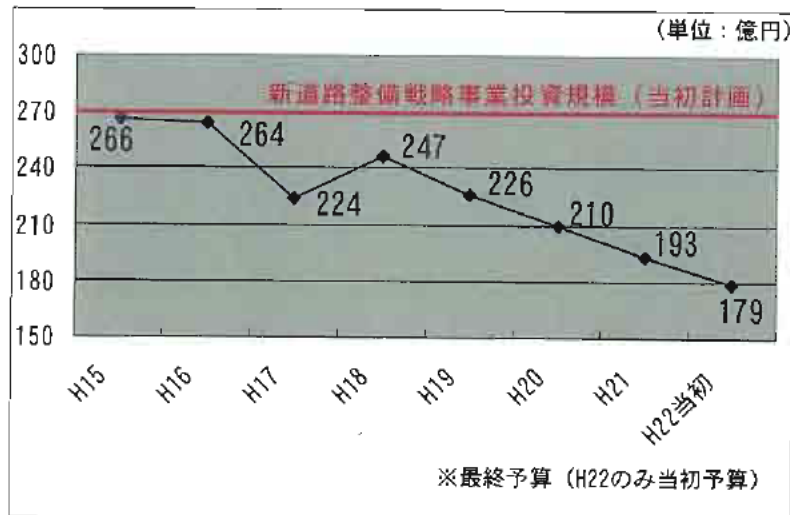
1 現行の新道路整備戦略（H15～H29）の進捗状況について

		現行の新道路整備戦略 の内容	H15～H21の進捗状況	残事業
計画期間		15箇年（H15～H29）	7箇年（H15～H21）	8箇年（H22～H29）
重点箇所数		243箇所	84箇所完成	159箇所 （事業中115箇所、 未着手44箇所）
投資規模	道路事業費	4,050億円 （270億円/年）	1,634億円 （233億円/年）	2,416億円
	重点整備箇所	3,240億円（8割） （216億円/年）	1,468億円（9割） （210億円/年）	1,772億円
	その他箇所	810億円（2割）	166億円（1割）	644億円
着手検討箇所		77箇所	12箇所着手済	77箇所 （事業中12箇所、 未着手65箇所）

2 道路整備を取り巻く環境

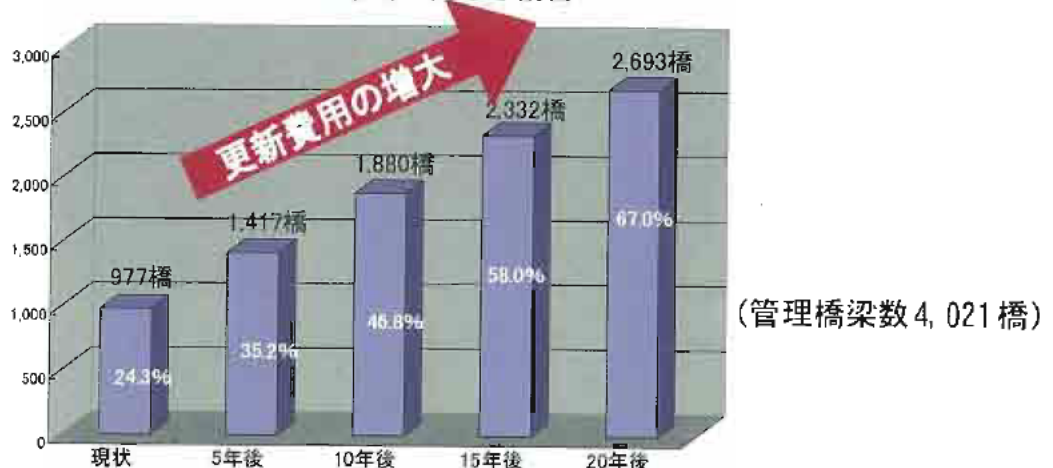
(1) 「新道路整備戦略」の年間投資額

新道路整備戦略事業の予算推移



(2) 道路橋更新費用の増大

50年以上経過する道路橋及び
三重県管理道路橋に占める割合



3 今後の道路整備



○1.5車線改良



○待避所設置



○見通し確保



○路肩を活用した歩道設置



○歩道整備



○橋梁の更新



高速道路無料化社会実験について

1 概要

物流コストや物価の引き下げによる地域経済の活性化等を図るため、高速道路を原則無料化する方針が現政権により掲げられています。

無料化による地域への経済効果、渋滞や環境への影響を把握するため、平成22年6月28日からは高速道路無料化社会実験が全国37路線、50区間、延長1,652kmで開始されました。

このうち三重県内では、津以南の伊勢自動車道と紀勢自動車道全線の延長78kmで実験が実施されています。

2 無料化前後の交通状況

(1) 無料化区間

交通量は平日休日ともに伊勢自動車道(津～久居)で実験前の約5割増となっており、平日の通勤時間帯には津IC等、休日には一志嬉野IC付近や松阪IC付近等を先頭とする渋滞が発生しています。※1

(2) 無料化区間周辺道路

国道23号(津市内)では、交通量が実験前と比較して平日で5%、休日で約1割減少しています。※1

伊勢二見鳥羽ラインでは、交通量が対前年度同期比で平日で約2割、休日で約1割増加しています※2

県管理道路では、交通量が、伊勢二見鳥羽ラインと並走する鳥羽松阪線で平日約1割、伊勢磯部線(伊勢西IC～内宮)で平日休日とも約1割増加していますが、伊勢多気線等ではほとんど変化がありません。※3

また、津IC交差点では通勤時間帯等で渋滞が発生しています。

※1 国土交通省公表資料：実験開始前(6月20日～26日)と開始後(6月28日～7月25日)の状況

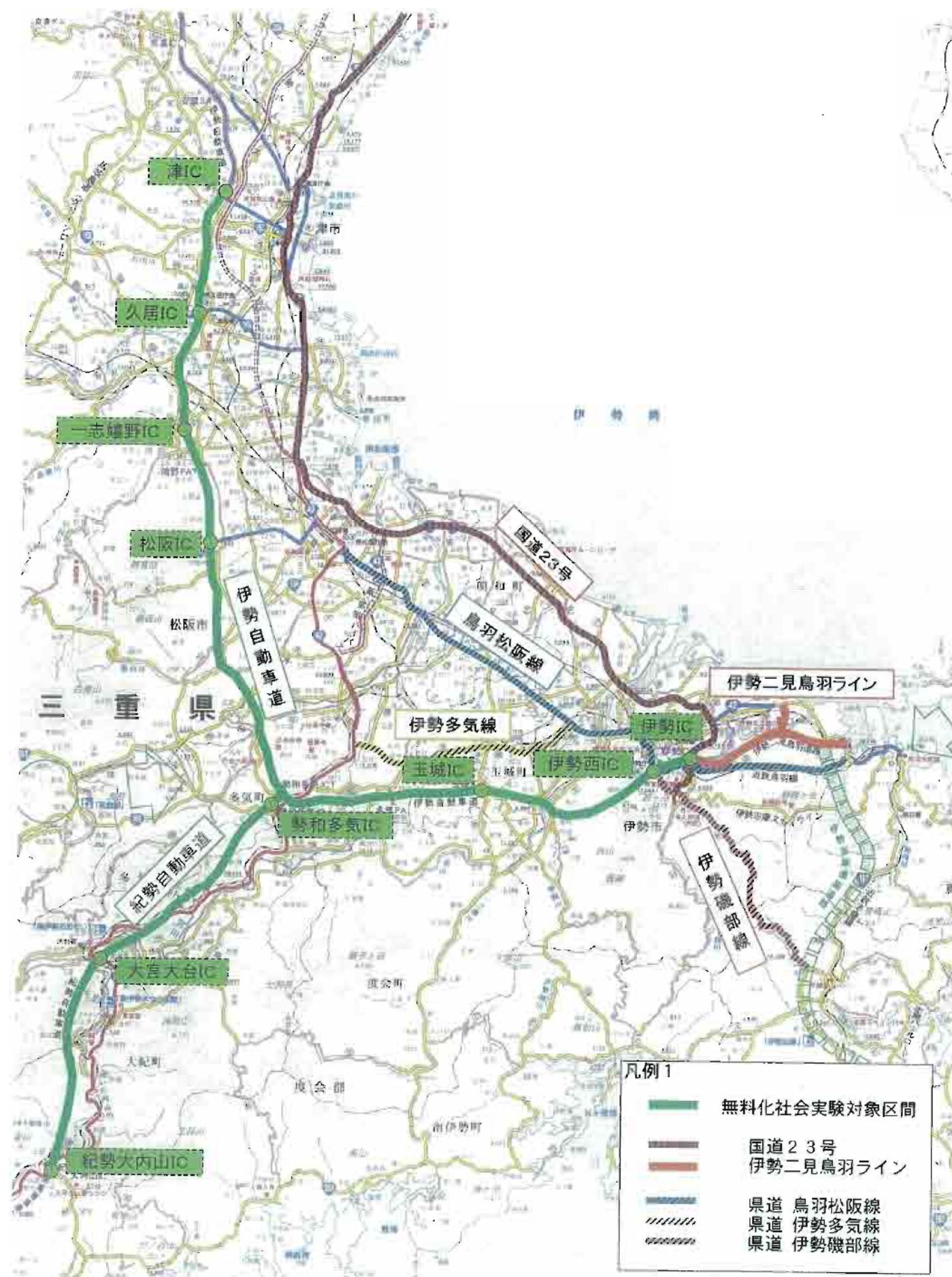
※2 県道路公社調査：前年度(6月29日～7月24日)と今年度(6月28日～7月25日)の平均日交通量を比較

※3 県調査：実験開始前(6月20日、22日)と開始後(6月29日、7月4日)の日交通量を比較

3 今後の取組

これまでに社会実験開始前の一週間(6月20日～26日)と開始後の約1か月間(6月28日～7月25日)の状況等が国土交通省から公表されています。今後は開始から3か月後、6か月後のデータが公表されるとともに、年度末には経済効果分析、CO2排出量や他の交通機関の影響についても公表される予定です。

県においては国土交通省等と連携して行っている交通状況等の調査を引き続き行い、その結果を年度内にとりまとめることとしています。



川上ダム建設事業について

1 現在の状況

川上ダムは、独立行政法人水資源機構が伊賀市（旧青山町）地内の淀川水系前深瀬川に建設中の多目的ダムで、上野遊水地、河道掘削とともに伊賀地域の浸水被害の軽減と、水道水源の確保のため必要不可欠な施設として推進してきた事業です。

事業は昭和56年に着手し、これまでに家屋移転は完了し、用地についても約97%を取得済みであり、現在、本体工事の準備工事である転流工工事（仮排水路トンネル工事）や付替道路工事を実施しています。

2 事業実施計画の変更

近年の社会情勢の変化から、川上ダムに参画していた利水者の変更や撤退、開発水量の縮小、発電事業者の撤退により、事業の変更に向けた手続きが行われてきました。

これまで、川上ダムについては、「四府県知事合意（平成20年11月）」の後、「淀川水系河川整備計画（平成21年3月）」の策定、「淀川水系における水資源開発基本計画（フルプラン）（平成21年4月）」の変更が行われてきましたが、現在これらの上位計画と整合を図るため、事業実施計画の変更手続きが行われています。

利水計画の変更対比表

現 計 画		変 更 計 画	
三重県（水道）	0.6 m ³ /s	伊賀市（水道）	0.358 m ³ /s
奈良県（水道）	0.3 m ³ /s	奈良県（水道）	撤 退
西宮市（水道）	0.211 m ³ /s	西宮市（水道）	撤 退
計	1.111 m ³ /s	計	0.358 m ³ /s
三重県（発電）	1,200 kW	三重県（発電）	撤 退

3 今後の対応

川上ダムは、本県にとって治水、利水の両面において必要不可欠な施設であることから、今後、必要な手続きを進めるとともに、ダム事業の検証を速やかに実施して平成27年度の完成工期を厳守すること、また、更なるコスト縮減に努めることを国、水資源機構に強く働きかけていきます。

※ダム事業の検証

国の「できるだけダムにたよらない治水」への政策転換を進めるとの考えから、川上ダムについても検証の対象とされ、9月27日に示された見直し基準に基づき、今後、国、水資源機構により検証作業が行われます。

(参考)

①事業実施計画の概要

○ダムの諸元

ダム高	(m)	90.0
総貯水容量	(千m ³)	31,000
洪水調節容量	(千m ³)	14,400
正常流量	(千m ³)	3,000
長寿命化容量	(千m ³)	8,300
水道用水	(千m ³)	3,500
堆積砂量	(千m ³)	1,800

○工期

平成27年度完成予定

○事業費

約1,180億円

三重県の治水負担額 約82億円

②事業進捗状況

平成21年度まで： 約600億円（うち、三重県治水負担済み額 約39.2億円）
進捗率 約51%

平成22年度： 17億円（うち、三重県治水負担額 約0.83億円）

伊賀市上野地区における浸水被害の状況

伊賀市上野地区は、木津川、服部川及び柘植川がほぼ同じ場所で合流し、合流点直下の狭窄部(岩倉峡)により洪水が堰上げられ、これまでも甚大な浸水被害が頻発しています。


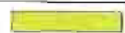
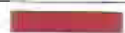


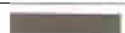


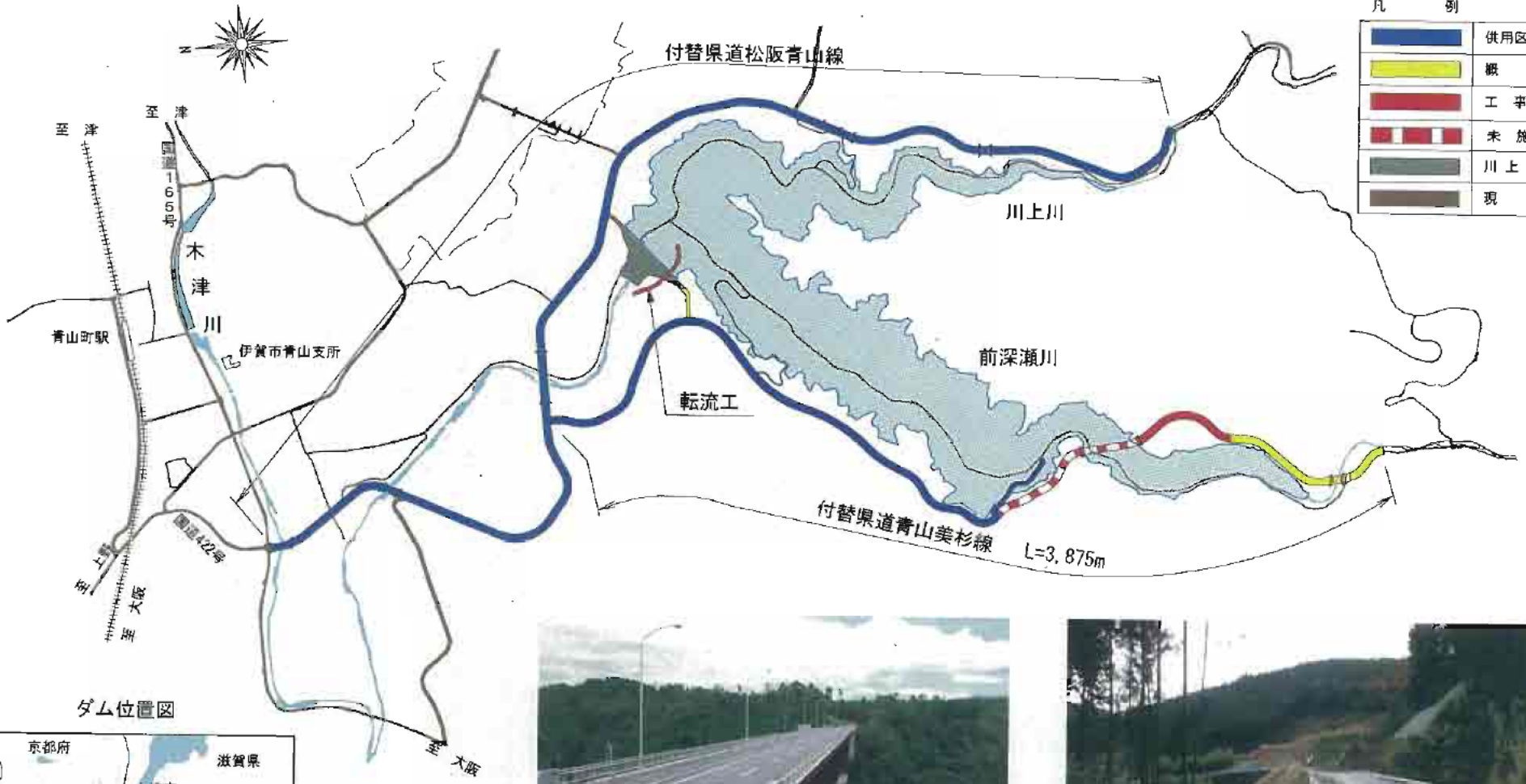
鍵屋の辻でみる過去の浸水水位



川上ダム概要図

凡 例

	供用区間
	概 成
	工 事 中
	未 施 工
	川上ダム
	現 道



ダム位置図



付替県道松阪青山線 (要石大橋)
(平成20年11月17日 全線供用開始)



付替県道青山美杉線
(平成22年2月10日 一部供用開始)